令和８年　第３回定例

旭川市議会会議録　第１号

〇令和８年９月９日（水曜日）

開会　午前１０時００分

散会　午前１０時３２分

〇出席議員（３４名）

１番	横　山	啓　一
２番	いしかわ	まさき
３番	笠　井	まなみ
４番	あ　べ	な　お
５番	中　村	みなこ
６番	江　川	あ　や
７番	上　野	和　幸
８番	植　木	だいすけ
９番	小　林	ゆうき
１０番	駒　木	おさみ
１１番	皆　川	ゆきたけ
１２番	たけいし	よういち
１３番	石　川	まさゆき
１４番	沼　﨑	雅　之
１５番	まじま	隆　英
１６番	髙　橋	紀　博
１７番	品　田	ときえ
１８番	塩　尻	英　明
１９番	高　木	ひろたか
２０番	中　野	ひろゆき
２１番	えびな	安　信
２２番	高　橋	ひでとし
２３番	菅　原	範　明
２４番	佐　藤	さだお
２５番	石　川	厚　子
２６番	能登谷	繁
２７番	高　見	一　典
２８番	金　谷	美奈子
２９番	高　花	えいこ
３０番	中　村	のりゆき
３１番	安　田	佳　正
３２番	松　田	卓　也
３３番	福　居	秀　雄
３４番	杉　山	允　孝

○説　明　員

市長	今津寛介
副市長	熊谷好規
副市長	佐藤昌彦
総合政策部長	三宅智彦
行財政改革部長	三宮元樹
総務部長	土岐尚義
市民生活部長	樽井里美
土木部長	高橋正樹
教育長	和田英邦
水道事業管理者	富岡賢司
市立旭川病院事務局長	長谷川伸一
監査委員	金澤匡貢

○事務局出席職員

議会事務局長	林上敦裕
議事調査課長	香川秀頼
議事調査課長補佐	小川智之
議事調査課主査	信濃孝美
議事調査課書記	髙橋理恵

○会議録署名議員

9番	小林ゆうき
２０番	中野ひろゆき

○議事日程

日程第１　会期の決定について
日程第２　認定第１号　令和７年度旭川市一般会計決算の認定について
日程第２　認定第２号　令和７年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
日程第２　認定第３号　令和７年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について
日程第２　認定第４号　令和７年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について
日程第２　認定第５号　令和７年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について
日程第２　認定第６号　令和７年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について
日程第２　認定第７号　令和７年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について
日程第２　認定第８号　令和７年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
日程第２　認定第９号　令和７年度旭川市水道事業会計決算の認定について
日程第２　認定第10号　令和７年度旭川市下水道事業会計決算の認定について
日程第２　認定第11号　令和７年度旭川市病院事業会計決算の認定について
日程第３　議案第１号　令和８年度旭川市一般会計補正予算について
日程第４　議案第２号　令和８年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について
日程第５　議案第３号　令和８年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について
日程第６　議案第４号　令和８年度旭川市病院事業会計補正予算について
日程第７　議案第５号　旭川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第８　議案第６号　市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９　議案第７号　財産の取得について
日程第10　報告第１号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第11　報告第２号　令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告について
日程第12　報告第３号　専決処分の報告について
日程第13　報告第４号　専決処分の報告について
日程第14　報告第５号　専決処分の報告について
日程第15　報告第６号　専決処分の報告について
日程第16　報告第７号　専決処分の報告について
日程第17　一般質問について

○本日の会議に付した事件

１．会期の決定について　（決定）
１．認定第１号　令和７年度旭川市一般会計決算の認定について　（提案説明）
１．認定第２号　令和７年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について　（提案説明）
１．認定第３号　令和７年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について　（提案説明）
１．認定第４号　令和７年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について　（提案説明）
１．認定第５号　令和７年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について　（提案説明）
１．認定第６号　令和７年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について　（提案説明）
１．認定第７号　令和７年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について

（提案説明）
１．認定第８号　令和７年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（提案説明）
１．認定第９号　令和７年度旭川市水道事業会計決算の認定について（提案説明）
１．認定第10号　令和７年度旭川市下水道事業会計決算の認定について（提案説明）
１．認定第11号　令和７年度旭川市病院事業会計決算の認定について（提案説明）
１．報告第１号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について（報告説明）
１．報告第２号　令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告について（報告説明）
１．議案第１号　令和８年度旭川市一般会計補正予算について（提案説明）
１．議案第２号　令和８年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について（提案説明）
１．議案第３号　令和８年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について（提案説明）
１．議案第４号　令和８年度旭川市病院事業会計補正予算について（提案説明）
１．議案第５号　旭川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（提案説明）
１．議案第６号　市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
（提案説明）
１．議案第７号　財産の取得について（提案説明）
１．報告第３号　専決処分の報告について（報告説明）
１．報告第４号　専決処分の報告について（報告説明）
１．報告第５号　専決処分の報告について（報告説明）
１．報告第６号　専決処分の報告について（報告説明）
１．報告第７号　専決処分の報告について（報告説明）
１．休会について（決定）

開会　午前１０時００分

○議長（福居秀雄）　ただいまから、令和８年第３回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

○議長（福居秀雄）　本日の会議録署名議員には、９番小林ゆうき議員、２０番中野ひろゆき議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄）　ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（林上敦裕）　御報告申し上げます。

まず、議事日程について、本日の議事日程は、御配付申し上げております議事日程表のとおりでありますので、その朗読は省略いたします。

次に、説明員の出席要求について、本定例会に提出議案等の説明のため、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づき、市長をはじめ、各関係機関に対し、説明員の出席を求めております。

次に、請願・陳情議案の委員会付託について、本件は、御配付申し上げております請願・陳情議案付託表のとおり、陳情第６１号は総務常任委員会に、陳情第６２号は子育て文教常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

以上。

○議長（福居秀雄）　それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第１、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１０月８日までの３０日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から１０月８日までの３０日間と決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　ここで、お諮りいたします。

この際、日程の一部を変更し、日程第２から日程第１６までの認定第１号ないし認定第１１号、議案第１号ないし議案第７号及び報告第１号ないし報告第７号の以上２５件を一括して議題とし、順次、提出者の説明並びに監査委員からの決算、健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第２から日程第１６までの認定第１号ないし認定第１１号、議案第１号ないし議案第７号及び報告第１号ないし報告第７号の以上２５件を一括して議題といたします。

まず、認定第１号ないし認定第１１号、報告第１号及び報告第２号の令和７年度旭川市各会計決算の認定及びこれに関連を有する議案の以上１３件について、提出者の説明を求めます。

熊谷副市長。

○副市長（熊谷好規）（登壇）　認定第１号から認定第１１号までの令和７年度旭川市各会計決算の概要について御説明申し上げます。

令和７年度は、暮らしの安心と未来への投資を両立させるべく、人口減少対策や地域経済の活性化、市民生活の安全、安心の確保など、本市が抱える課題の解決や地域の魅力向上等に資する事業などに重点的に財源を配分するとともに、物価高騰下での生活者や事業者への支援など、全１０回の補正予算を取りまとめました。また、事業執行に当たっても、持続可能な財政基盤の確立に向け、最少の経費で最大の効果を上げられるよう努めてまいりました。

令和７年度の予算執行状況については、一般会計では、形式収支で１６億３千８４０万８千９１０円の剰余となっており、繰越明許費に係る翌年度繰越財源３億１千２４６万４３４円を差し引いた実質収支では、１３億２千５９４万８千４７６円の剰余となっております。

なお、条例に基づき、その２分の１に相当する額６億６千２９７万４千４７６円を財政調整基金に編入しております。

企業会計を除く特別会計では、７会計の合計で、形式収支、実質収支ともに１０億７千８５０万１千６３２円の剰余となっております。

一般会計では、歳入執行率は９３．１％、歳出執行率は９２．３％となっております。

歳入で、予算現額と収入済額を比較し、増となったものとしては、１款市税のうち、法人市民税で１億８千６８６万３９５円、７款地方交付税で１億８７４万９千円、１４款地方消費税交付金で７億７千６６４万１千円などとなっております。

減となったものとしては、１６款使用料及び手数料のうち、土木使用料で１億２千５９２万７千４０３円、１７款国庫支出金のうち、総務費国庫補助金で２７億９千５３７万７千４８４円、民生費国庫補助金で２億６千２５１万５千６７８円、土木費国庫補助金で１６億３千９２４万８千１円、教育費国庫補助金で４億１千１７２万９千６５２円、総務費委託金で１億２千７２１万４千４０４円、１８款道支出金のうち、民生費道補助金で５億３千２８５万５千８４０円、農林水産業費道補助金で２億１千３９１万５千４５４円、２１款繰入金のうち、財政調整基金繰入金で３０億２千６２１万３千円、２３款諸収入のうち、商工費貸付金元利収入で４億４千９５７万２千６４８円、２４款市債のうち、総務債で２億３千９０万円、衛生債で１億１千８９０万円、土木債で１７億３３０万円、教育債で２１億６千７６０万円などとなっております。

なお、減となったもののうち、１７款国庫支出金で４１億６千８７８万６千１９６円、１８款道支出金で１億１千３６０万２千円、２１款繰入金で１千１６１万円、２４款市債で２５億９千３３０万円を繰越明許費の財源として翌年度へ繰り越しております。

次に、歳出における不用額の主なものとしては、２款総務費のうち、旭川市立大学施設整備補助金で１億２千３５３万１千円、３款民生費のうち、老人福祉施設等整備推進補助金で４億８千４６１万８千７７１円、生活保護等費で３億３千８７６万６千５８円、児童扶養手当支給費で１億４千９６７万１千１０２円、児童手当支給費で１億４千６２２万６千１９０円、物価高騰重点支援給付金支給費で１億３千７６２万９千２７３円、介護保険事業特別会計繰出金で１億２千９２７万５千

７２０円、後期高齢者医療事業特別会計繰出金で１億１千２４万円、後期高齢者医療療養給付費負担金で１億７４３万６千２４８円、４款衛生費のうち、予防接種費で２億９千５２１万２千６８円、７款商工費のうち、中小企業振興資金融資事業費で４億４千２４８万３千２８２円、８款土木費のうち、道路橋りょう整備費で４億６千１３８万４千９３７円、除雪費で１億７千８３５万８千３０４円、地域歩行空間等整備費で１億４６２万４千５２５円、１３款職員費のうち、共済組合等事業主負担金で３億７７５万６千２７７円、給料及び諸手当で２億９１６万１千３０３円、給与及び費用弁償で１億１千５９２万１千５２０円などとなっております。

なお、航空路線確保対策費ほか５３事業については、繰越明許費として７１億９千９７５万８千６３０円を翌年度へ繰り越しております。

このほか、主要施策については主要施策の成果報告書を、臨時事業の実施状況については決算事項別明細書の２２６ページ以降を御参照願います。

次に、特別会計です。

国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出差引きで３億７千３９０万４千２３８円、介護保険事業特別会計では５億６千３２９万３千２０７円の剰余となりましたので、条例に基づき、その全額を基金に編入しております。

公共駐車場事業特別会計では９万６千３８２円、育英事業特別会計では２８万５千８４２円、母子福祉資金等貸付事業特別会計では８２５万６千６８１円、後期高齢者医療事業特別会計では１億３千２６６万５千２８２円の剰余となっております。

また、動物園事業特別会計については、収支均衡で決算を了しております。

次に、企業会計です。

水道事業会計については、収益的収支では５億９千５６９万４千９７４円の剰余、資本的収支では３６億１千３９１万８千４１７円の収支不足、下水道事業会計については、収益的収支では４億９３万８千２００円の剰余、繰越工事資金９０万９千９１円を除いた資本的収支では２５億８千３３５万９千１５２円の収支不足、病院事業会計については、収益的収支では１０億９千８３万３千４４７円の収支不足、資本的収支では６億２千７４１万４千４４０円の収支不足となっております。

なお、資本的収支における収支不足は、水道事業会計及び下水道事業会計では損益勘定留保資金等で補塡し、病院事業会計では当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補塡及び一時借入金で措置しております。

以上、令和７年度各会計決算の概要について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第１号及び第２号の令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして御説明申し上げます。

報告第１号、令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がなかったことから算定されなかったところであります。実質公債費比率については８．７％、将来負担比率については７９．０％となっております。この結果、いずれの比率も早期健全化基準には至っておりません。

次に、報告第２号、令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告についてでございますが、資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業会計の２会計とも資金不足額がなかったことから

算定されなかったところであります。病院事業会計においては、１０億５千２０５万８千４９７円の資金不足額が生じ、１０．３％となりましたが、経営健全化基準の２０％には至っておりません。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、御報告申し上げます。（降壇）

○議長（福居秀雄）　次に、本決算、健全化判断比率及び資金不足比率に対する監査委員の審査意見について報告を求めます。

監査委員。

○監査委員（金澤匡貢）（登壇）　監査委員を代表いたしまして、令和７年度各会計決算並びに同決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、審査結果を御報告申し上げます。

これらにつきましては、地方自治法など関係法令の規定に基づき、市長から監査委員の審査に付されましたので、旭川市監査基準に準拠して審査を実施し、４名の監査委員の合議をもって審査意見を決定したところでございます。

初めに、令和７年度各会計決算についてでありますが、審査に当たりましては、決算書類が法令に準拠して調製されているか、また、表示されている決算計数が正確であるかにつきまして検証したほか、予算執行状況の確認、財政的見地からの計数の分析等を行いました。

その結果、各会計とも、決算書類の様式は法令に準拠して調製されており、表示された諸計数は関係帳簿等といずれも符合し、正確であると認められました。

次に、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてでありますが、審査に当たりましては、各比率が適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかにつきまして、関係帳簿等との照合などを行いました。

その結果、各比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも法令等に従って行われており、適正であると認められました。

それぞれの審査内容につきましては、御配付されております各会計決算並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書にお示ししてありますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、審査結果の御報告といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄）　次に、議案第１号ないし議案第７号及び報告第３号ないし報告第７号の令和８年度旭川市一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算、病院事業会計補正予算、認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定、財産の取得、専決処分の報告の以上１２件について、議案番号の順序に従い、順次、提出者の説明を求めます。

行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹）　議案第１号から議案第４号の令和８年度各会計補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

以下、補正予算書で御説明申し上げます。

初めに、１ページを御覧ください。

議案第１号、令和８年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ９億４千１１０万７千円を追加し、１千８３３億４千１１０万６千円にするものでございます。

その内容といたしましては、１４ページから２６ページの事項別明細書歳出にお示しいたしてお

りますが、１４ページの２款総務費では、都市計画事業基金積立金など４事業で６千８１０万８千円、１５ページから１６ページの３款民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給費など１２事業で７千４００万６千円、１７ページから１９ページの４款衛生費では、子ども医療費助成費など３事業で１億２９３万円、２０ページの５款労働費では、旭川まちなかしごとプラザ事業費で１千６０１万円、２１ページから２２ページの６款農林水産業費では、経営体育成支援費など３事業で１千４５万４千円、２３ページの７款商工費では、中小企業振興資金融資事業費など３事業で１億６千４９１万８千円、２４ページから２５ページの８款土木費では、道路側溝整備費など２事業で５億３６０万８千円、２６ページの９款消防費では、管理事務費で１０７万３千円をそれぞれ追加するものでございます。

これらの財源につきましては、１２ページから１３ページの歳入にお示しいたしておりますが、１２ページの１７款国庫支出金で９千８７３万２千円、１８款道支出金で１５２万２千円、１９款財産収入で３千１４１万４千円、２１款繰入金で１億７千８３９万円、２２款繰越金で８千７１３万９千円、２３款諸収入で７２１万円、１２ページから１３ページの２４款市債で５億３千６７０万円をそれぞれ追加するものでございます。

４ページ上段の第２表継続費では、次期最終処分場整備費について継続費を設定するものでございます。

第３表繰越明許費補正では、東光スポーツ公園整備費を繰越明許費として追加するものでございます。

第４表債務負担行為補正では、総合除雪維持業務委託料など２つの事項について債務負担行為を追加し、令和７年度及び令和８年度日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の融資に係る利子補給金について限度額の変更を行うものでございます。

５ページの第５表地方債補正では、ごみ処理施設整備事業など３件の限度額を変更するものでございます。

次に、６ページを御覧ください。

議案第２号、令和８年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ８５６万９千円を追加し、３３５億４千５６１万１千円にするものでございます。

その内容といたしましては、３１ページの事項別明細書歳出にお示しいたしております１款総務費の管理事務費で８５６万９千円を追加するものでございます。

この財源につきましては、３０ページの歳入にお示しいたしておりますが、５款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、９ページを御覧ください。

議案第３号、令和８年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ７千６２６万１千円を追加し、３７７億３千１９４万７千円にするものでございます。

その内容といたしましては、３３ページから３４ページの事項別明細書歳出にお示しいたしておりますが、５款基金積立金では、介護給付費準備基金積立金で２千２３万１千円、３４ページの６款諸支出金では、償還金で５千６０３万円をそれぞれ追加するものでございます。

これらの財源につきましては、３２ページの歳入にお示しいたしております５款財産収入で２千２３万１千円、６款繰入金で５千６０３万円をそれぞれ追加するものでございます。

最後に、３５ページを御覧ください。

議案第４号、令和８年度旭川市病院事業会計補正予算につきましては、３６ページの実施計画にお示しいたしておりますが、病院事業収益で３千１９６万円を追加するものでございます。

そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄）　市民生活部長。

○市民生活部長（樽井里美）　議案第５号、旭川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法施行規則の一部改正等に伴い、本条例の引用条項の整備のほか、その他所要の規定を整備しようとするものであります。

施行日は、地方自治法施行規則の一部改正に伴う整備につきましては令和８年１０月１日、その他所要の規定の整備につきましては公布の日としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄）　病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（長谷川伸一）　議案第６号、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明します。

本案は、条例で定める各種料金のうち、駐車料金について、駐車場の維持管理に係る経費の上昇などを踏まえるとともに、市内における同規模の病院との均衡などに鑑み、増額の改定を行うほか、その他所要の規定を整備しようとするものです。

なお、駐車料金の改定については令和８年１２月１日、その他所要の規定の整備については公布の日の施行を予定しています。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いします。

○議長（福居秀雄）　総務部長。

○総務部長（土岐尚義）　議案第７号、財産の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、消火活動に充てるため、北消防署の水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）１台を山崎自動車株式会社から１億９１２万円で買収しようとするものでございます。

次に、報告第３号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件、第２豊岡団地建替（３）新築工事につきましては、インフレスライドに伴う設計変更に対処するため、契約金額１２億３千１６９万１４９円を１２億７千７９０万４８９円に変更するものでございますが、緊急を要するため、令和８年８月２５日に専決処分させていただいたものでございまして、地方自治法第１７９条第３項の規定により御報告申し上げ、議会の承認を得ようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄）　土木部長。

○土木部長（高橋正樹）　報告第４号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本案は、令和７年９月２５日、市内７条通１４丁目におきまして、市道を走行していた相手方車

両が倒木している街路樹に気づかず側方を通過した際に車両の一部を破損する事故が発生し、車両所有者から本市に対して、車両の修理費用等についての損害賠償請求の提起があったものでございます。

このたび、旭川地方裁判所から和解案の提示があり、本市が和解金として１７万円を原告に支払うことなどについて、原告、本市との間において合意が得られたことから、７月３０日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、地方自治法第１７９条第３項の規定により、御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（福居秀雄）　総務部長。

○総務部長（土岐尚義）　報告第５号、専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

２件ございますが、いずれも、庁用自動車による交通事故に関し、損害賠償の額を定めたものでございます。

整理番号１につきましては、本年５月１８日、市内緑町１６丁目におきまして、庁用の消防ポンプ車が相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を２８万５千８２４円と定め、７月３０日に専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、整理番号２につきましては、本年５月２９日、市内近文町２３丁目におきまして、庁用の軽乗用車が相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を６万４千６４円と定め、７月３０日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、地方自治法第１８０条第２項の規定により、御報告申し上げます。

○議長（福居秀雄）　土木部長。

○土木部長（高橋正樹）　報告第６号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、３件ございますが、いずれも道路管理の瑕疵による事故に関するものとなっております。

整理番号１につきましては、本年４月１１日、市内大雪通２丁目におきまして、市道を走行していた相手方車両が雑木の側方を通過した際に、車道に突出した枝に接触し、車両の一部を破損したもので、その損害賠償の額を１万１千円と定め、８月２５日に専決処分をさせていただいたものでございます。

整理番号２につきましては、本年４月２８日、市内宮下通１２丁目におきまして、市道を走行していた相手方車両が平板ブロック舗装の破損箇所を通過した際に、ブロックが跳ね上がり、車両の一部を破損したもので、その損害賠償の額を１２万９１２円と定め、８月２５日に専決処分をさせていただいたものでございます。

整理番号３につきましては、本年５月２３日、市内永山北４条６丁目におきまして、市道を走行していた相手方車両に雑木の折れた枝が落下し、車両の一部を破損したもので、その損害賠償の額を１２万７千７１０円と定め、８月２５日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、地方自治法第１８０条第２項の規定により、御報告を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（福居秀雄）　総務部長。

○総務部長（土岐尚義）　報告第７号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

２件ございますが、いずれも、インフレスライドに伴う設計変更に対処するため、契約金額を変更するものでございます。

整理番号１、旧第三庁舎解体工事は、契約金額３億４千１２万円を３億４千３９３万６千９３５円に変更するもので、令和８年７月１０日に専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、整理番号２、カムイスキーリンクス第５リフト整備電気設備工事は、契約金額１億７千２２６万円を１億７千５１６万８千４００円に変更するもので、令和８年７月３１日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第１８０条第２項の規定により、御報告申し上げます。

○議長（福居秀雄）　以上で、提出者の説明を終わります。

したがいまして、これより各号議案に対する質疑に入る順序となるわけでありますが、議事運営の都合により、この場合、議案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○議長（福居秀雄）　ここで、お諮りいたします。

本定例会は、議案調査等のため、明９月１０日は休会することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄）　御異議なしと認めます。

よって、明９月１０日は休会することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄）　本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、９月１１日、本日に引き続き午前１０時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

９月１１日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

散会　午前１０時３２分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員